

市第9号議案

緑区における町区域の設定及び変更並びにこれらに係る
字区域の廃止

次のように緑区において町区域を設定し、及び変更し、並びにこれらに係る字区域を廃止する。

平成30年5月22日提出

横浜市長 林 文子

1 町区域の設定

新 区 域	新区域に編入する現在の区域	
町 名	町 名	区 域 図
緑 区 なか やま 中 山 一 丁 目	緑 区 中 山 町 の 一 部	別図のとおり
緑 区 なか やま 中 山 二 丁 目	緑 区 中 山 町 の 一 部	
緑 区 なか やま 中 山 三 丁 目	緑 区 上 山 一 丁 目 の 一 部	
	緑 区 中 山 町 の 一 部	
緑 区 なか やま 中 山 四 丁 目	緑 区 中 山 町 の 一 部	

2 町区域の変更

変 更 後 の 区 域	変 更 後 の 区 域 に 編 入 す る 現 在 の 区 域	
町 名	町 名	区 域 図
緑 区 上 山 一 丁 目	緑 区 中 山 町 の 一 部	別図のとおり

3 字区域の廃止

上記町区域の設定及び変更に伴い、新区域及び変更後の区域に

市第9号

編入する現在の区域内に存する字区域は、これを廃止する。

緑区における町区域の設定及び変更図

別図



凡 例	
	新 町 界
	区 界
	町 界
	新 町 名
	旧 町 名

提 案 理 由

住居表示の実施のため、緑区において町区域を設定し、及び変更し、並びにこれらに係る字区域を廃止したいので、地方自治法第260条第1項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第2項及び第3項省略）